

金沢市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の制定（案）の概要

1. 改正の趣旨

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の改正により、長期優良住宅の容積率制限を特例許可により緩和する長期優良住宅型総合設計制度が創設されました。同法の施行については、許可申請の際の添付図書等を本市で定める必要があることから、金沢市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則を制定します。

2. 法改正について

(1) 改正法令

ア 住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律

（令和3年5月28日公布、関係部分は令和4年2月20日施行）

イ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則

（令和3年10月20日公布、令和4年2月20日施行）

(2) 関係する改正内容

敷地内に歩行者が自由に利用できる広場、歩道、庭園などの空地（公開空地）を設けるなどにより、市街地の環境の整備改善に資すると認められる長期優良住宅について容積率制限を緩和できることとなり、その許可申請書に添付する図書等を特定行政庁（金沢市）が規則で定めることとなります。

3. 金沢市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の制定

容積率の特例に係る許可の申請に際し、提出が必要となる添付図書又は書面を次のとおりとします。（省令第18条第1項）

添付図書又は書面	
i	付近見取図
ii	配置図
iii	各階平面図
iv	床面積求積図
v	2面以上の立面図
vi	2面以上の断面図
vii	敷地面積求積図
viii	その他市長が必要と認める図書又は書面

4. スケジュール

令和4年4月1日に施行